

市県民税のお知らせ



住民税(以下市県民税)は、その年の1月1日現在に住んでいる市区町村に納める税金です。前年(1~12月)の所得に対して課税されます。

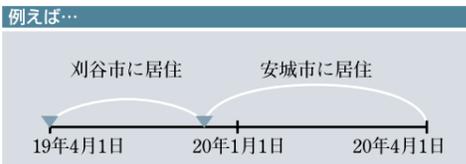
●納付方法 市県民税の納付方法には、次の2つがあります。特別徴収▼6月~翌年5月の給与から天引き 普通徴収▼市役所から送られる

納税通知書に添付された納付書で納付

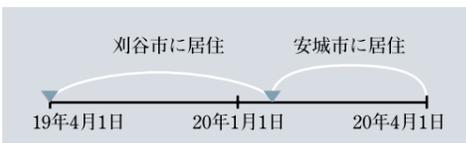
■こんな場合は課税されません 所得割▼所得に応じて計算する部分

均等割▼一律4000円
 ▲所得割も均等割もかからない
 次のどちらかに当てはまる人
 ①1月1日現在で生活保護を受

安城市で課税



刈谷市で課税



Q 3月に刈谷市から安城市に引っ越してきたのですが、市県民税の納税通知書は刈谷市から送られてきました。なぜ安城市からでないのですか？

A 市県民税は1月1日に住所のある市区町村で課税されます。

Q 昨年10月に仕事をやめました。今年の手県民税はどうなりますか？



A 退職するまでの所得金額から税額を計算します。

Q 去年亡くなった人の市県民税はどうなりますか？



A この場合、今年の手県民税はかかりません。今年に入ってから亡くなった人には、課税されますが、減免制度があります。(軽減・免除欄参照)

今年度の税制改正

■税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置

税源移譲により、所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度分(平成18年中の所得で算出)から税率が変更されました。しかし、退職や長期休業などの理由で、市県民税が増加する一方、所得税は負担が軽減されない場合があります。この場合、一定の要件に該当すれば、平成19年度の市県民税を減額することができま

す。滞納市税がある場合は、滞納市税がある

場合は充当

●対象者 次の①②をいずれも満たす人

①平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額より大きい

②平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額以下(あらかじめ平成19年分の所得申告が必要)

●申告 7月1日(火)~31日(木)、

けている

②昨年12月31日現在に障害者・未成年者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が25万円以下(均等割がかからない)

前年の合計所得金額が次の金額以下の人
 扶養親族がない↓32万円

軽減・免除

次の理由で税金の支払いが困難な場合は市県民税が軽減・免除されます。

- ①1月2日以降に生活保護を受けた人
- ②1月2日以後に死亡した平成19年中の合計所得金額が50万円以下の人(納税通知書は相続代表者に送付)
- ③1月1日現在は勤労学生で、平成19年中の合計所得が65万円以下、そのうち不動産所得など自己の勤労によらない所得が10万円以下の人
- ④平成19年中の合計所得金額が50万円以下で、単身世帯または扶養親族があり、病気などで平成20年中の所得が平成19

問い合わせ 市民税課

扶養親族がいる↓32万円×扶養親族数+50万9000円

▲所得割がかからない

前年の総所得金額等が次の金額以下の人

扶養親族がない↓35万円
 扶養親族がいる↓35万円×扶養親族数+67万円

年中の所得の半分以下になると見込まれ、生活が困窮し、納税が困難な人
 ⑤火災など災害により被害を受けた人

- 対象額 ①・②・③↓申請の日以後の納期の市県民税額全額
- ④↓申請の日以後の納期の市県民税額2分の1相当額
- ⑤↓被害の状況に応じて定められた額
- 申請 市民税課減免申請書を①~④↓各納期限(※)の7日前まで
- ⑤↓災害の日から30日以内に、市民税課へ提出
- ※1期・6月30日(月)、2期・9月1日(月)、3期・10月31日(金)、4期・2月2日(月)。

合計所得金額25万円以下の老年人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に対する非課税措置が廃止されたため、平成19年度まで経過措置による減額が行われてきましたが、平成20年度から全額が課税されます。

市県民税による住宅ローン控除

税源移譲で所得税が減額となり、そのために控除できる住宅ローン控除額(住宅借入金等特別控除額)が減ってしまう場合、市県民税からも控除することができるようになりました。

※最長で平成28年度までが対象です。(年度ごとに申告が必要)

●対象者 平成11年~18年に入居し、税源移譲で平成19年分の所得税が減り、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなくなった人

●申告 確定申告をする人↓確定申告の申告期限までに住宅借入金等特別控除額申告書(※)と確定申告書を持って刈谷税務署へ 確定申告をしない人↓確定申告の申告期限までに住宅借入金等特別控除額申告書(※)と源泉徴収票(原本)を持って市民税課へ

※確定申告をする場合としない場合でそれぞれ様式が異なります。

人的控除の例

人的控除一覧		所得税	住民税	差額
基礎控除		38	33	5
配偶者控除	配偶者一般	38	33	5
	一般扶養	38	33	5
扶養控除	老人扶養(70歳以上)	48	38	10
	一般障害者	27	26	1

平成19年度分市民税課(※)へ提出
 ※平成19年度に市外で課税されていた場合はその市区町村へ。

地震保険料控除の創設

新たに地震保険料控除が創設されました。これに伴い、損害保険料控除が廃止されますが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険(旧長期損害保険)については、従前の損害保険料控除が適用されます。

※ひとつの保険契約の中に地震保険と、それ以外の旧長期損害保険がある場合は、選択によりどちらか一方の控除を受ければ

老年者非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止

経過措置の廃止